

免許外教科担任の許可等に関する指針

平成 30 年 10 月 5 日策定
令和 6 年 5 月 8 日一部改訂
文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

趣旨

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）第 3 条に定めるとおり、教育職員（以下「教師」という。）は、原則として、同法に基づいて授与される免許状を有しなければならない、この免許状は、勤務する学校種及び担任する教科に相当するものでなければならない（相当免許主義）。これは、教育基本法に定める学校教育の目的の達成を、教師の資質能力の面から制度的に担保する原則である。

免許法附則第 2 項に定める免許外教科担任制度は、とりうる手段を尽くしてもある教科の免許状を保有する中学校、高等学校等の教師が採用できない場合の例外として、1 年以内の期間に限り、授与権者である都道府県教育委員会の許可により、当該教科の免許状を有しない教師が当該教科の教授を担当するものである。

この制度は、相当免許主義の例外として本来抑制的に用いられるべきものであり、国、教育委員会、学校におけるこれまでの取組により、長期的には許可件数が減少してきた。しかしながら、現在でも年間 1 万件程度の許可が行われており、これをできる限り縮小していくことが必要である。

また、免許外教科担任によらざるを得ない場合にも、当該教科を担当する教師への支援及び負担軽減策を行うことを通じて、できる限り教育の質を向上させることが必要である。

これらのことを踏まえ、免許外教科担任の許可件数の更なる縮小と、許可が行われる場合の教育の質の向上を図るため、以下において、免許外教科担任制度の運用の指針を示す。

なお、この指針は都道府県教育委員会において共通的に考慮することが適当と考えられる点を整理したものである。都道府県教育委員会においては、この指針を参照するとともに、各地域の実情に応じてより適切な制度の運用を行っていくことが期待される。

第1章 免許外教科担任制度に係る基本的な方針

1. 免許外教科担任制度に係る基本的な考え方

教師は勤務する学校種及び担任する教科に相当する免許状を有しなければならないという相当免許主義の趣旨に鑑み、その例外である免許外教科担任については安易な許可は行わないことが原則である。許可に係る具体的な留意点については第2章に示すとおりである。

教育委員会においては、免許外教科担任の許可が必要な状況が可能な限り生じないよう、各学校種、各教科の指導に必要な教師を計画的に採用し、適正に配置することが求められる。

以上の取組には、養成、採用、研修全体を通じた対応が必要である。そのためには、教育委員会と、近隣の教職課程を有する大学等との連携が重要であり、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の7第1項に規定する協議会を活用することが効果的であると考えられる。

2. 免許外教科担任の解消に向けた遠隔授業の活用等

趣旨に示したとおり、免許外教科担任の許可件数はできる限り縮小していくことが必要であり、1. に示した養成、採用、研修全体を通じた対応が必要であるが、免許外教科担任の解消に向けては、「教科・科目充実型」の遠隔授業¹を積極的に活用することも考えられる。

「教科・科目充実型」の遠隔授業を活用するに当たっては、以下の点に留意すること。

中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）においては、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第77条の2の規定に基づき、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施することが可能である。さらに、「学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履

¹ 遠隔授業の類型は以下のとおりだが、これらの類型は便宜上整理したものであり、各学校・教育委員会においては、文部科学省の示す留意事項等を踏まえつつ、過度に型にとらわれることなく、それぞれの現場の創意工夫に基づき柔軟な取組を進めることが期待される。

①合同授業型

相当免許状を有する教師等（免許外教科担任を含む。）が配置された学校の教室同士を遠隔でつなぎ、合同で授業を実施する形態。

②教師支援型

相当免許状を有する教師等（免許外教科担任を含む。）を受信側に配置しつつ、ALTや大学教授等の専門家等が遠隔の場所から協働して授業に参画する形態。

③教科・科目充実型

当該学校の教師（当該教科の相当免許状は不要。）を受信側に配置しつつ、相当免許状を有する教師等（免許外教科担任を含まない。）が遠隔の場所から配信側として授業を実施する形態。

修させることができる場合を定める件」(令和元年文部科学省告示第 56 号)により、都道府県教育委員会等の適切な関与の下、中学校等において、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして同告示に掲げる基準を満たしていると認められる場合であれば、文部科学大臣の指定によらず、相当免許状を有する教師等(免許法第 3 条の 2 の特別非常勤講師や免許法第 16 条の 5 第 2 項の中学校専科担任を含む。以下同じ。)による「教科・科目充実型」の遠隔授業が実施可能となっている。

この場合において、「教科・科目充実型」の遠隔授業の受信側の教室に配置しなければならない教師は、当該教科の相当免許状が不要であることから、従来、当該教科を担当していた者に対する免許外教科担任の発令を解消することが可能である。

このほか、中学校等において「教科・科目充実型」の遠隔授業の活用に係る留意事項等については、「義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用について(通知)」(令和 6 年 3 月 29 日付け 5 文科初第 2543 号初等中等教育局長通知)を確認されたい。

参考 URL :

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1420756_00001.htm

高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部(以下「高等学校等」という。)においても、学校教育法施行規則第 88 条の 3 に基づき、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施することが可能である。

高等学校等においては、中学校等の場合と異なり、「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」(27 文科初第 289 号。5 文科初第 2030 号最終改正。)に定める一定の要件を満たす場合には、例外的に、受信側の教室等に必ずしも当該高等学校等の教師を配置することを要しないことから、従来、当該教科を担当していた者に対する免許外教科担任の発令を解消することが可能である。

このほか、高等学校等において「教科・科目充実型」の遠隔授業を行う際の留意事項等については、「高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について(通知)」(令和 6 年 2 月 13 日付け 5 文科初第 2030 号初等中等教育局長通知)を確認されたい。

参考 URL :

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1358056.htm

第2章 免許外教科担任の許可の審査における具体的な留意事項

1. 免許外教科担任の許可の手続について

各学校が免許外教科担任制度の趣旨を正しく理解し、適切な申請が行われるよう、都道府県教育委員会においては、免許外教科担任の許可に係る具体的な審査基準を定めておくことが適当である。また、都道府県教育委員会による審査の際には、教育職員免許法施行規則附則第18項に基づいて申請書に記載される事項を十分に考慮するとともに、審査基準に基づき適切に運用を行う必要がある。

なお、審査基準は、各地域の特性や実態、学校教育を巡る環境の変化等に応じて、適宜見直しを行うことが望ましい。

2. 免許外教科担任の許可が必要な理由について

前述のとおり、免許外教科担任制度は相当免許主義の例外であり、都道府県教育委員会においては安易な許可を行わないよう、個々の許可の必要性について十分に吟味する必要がある。都道府県教育委員会においては、許可の必要性を判断する際には例えば以下のような点に留意する必要がある。

- ・とりうる手段を尽くしても当該教科の免許状を有する教師を確保することができず、許可の申請はやむを得ないものであるか。
- ・許可を申請する学校の教師の持ち時間数の調整を目的とするようなものとなっていないか。

3. 免許外教科を担当する教師について

免許外教科を担当する教師は、専門としない教科の授業準備や教材研究を行わなければならないため、通常よりも負担が大きくなると考えられる。都道府県教育委員会においては、当該免許外教科担任の負担が過重とならないよう、許可の際には例えば以下のような点に留意する必要がある。

- ・当該教師が免許外教科を担当することにより、担任する授業数が過重なものとなっていないか。
- ・当該教師が保有する免許状の教科を担当せず、免許外教科のみを担当することとなっていないか。
- ・他に適任者がいるにもかかわらず、研修等に専念すべき初任者や経験年数の浅い教師に免許外教科を担当させることとなっていないか。

4. 免許外教科を担当する教師への支援及び負担軽減策について

免許外教科担任を許可せざるを得ない場合においては、当該教科の指導に必要な知識、技能をできるだけ補えるような支援策を講ずることで、教育の質を上げていくことが求められる。都道府県教育委員会においては、許可の際には、設置者、採用権者、学校等において、例えば以下のようなものを含め、適切な支援策が講じられるよう留意することが適切である。

- ・免許外教科担任に対する免許外教科の指導に関する研修等の受講を計画すること
- ・許可を申請する学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、その他の教師による、免許外教科担任を支援する体制を整備すること
- ・担任する免許外教科について遠隔授業を活用するなど、当該免許外教科担任を支援する体制を整備すること（以下参照）

また、免許外教科担任の許可を受けた教師が対面で指導している場合でも、当該免許外教科担任への支援策として「合同授業型」や「教師支援型」の遠隔授業により、当該教科に関する相当免許状を有する者や当該教科に関する専門家等が遠隔で授業に参画することは、免許外教科担任の支援や負担軽減につながるとともに、授業の質を高める上で有益と考えられる。

さらに、免許外教科担任の負担軽減のため、当該教科に係る全ての授業を当該免許外教科担任が担当するのではなく、当該教科の領域の一部（例えば、「技術」の中の「プログラミング」に係る授業）について、相当免許状を有する教師等が遠隔で指導し、その間の受信側教師として、当該免許外教科担任以外の教師を配置することも考えられる。なお、この場合には「教科・科目充実型」の遠隔授業となり、必要な基準を満たす必要があることに留意が必要である。

遠隔教育の実施に当たっては、「遠隔教育の推進に向けた施策方針」（平成30年9月）において、遠隔システムを活用することが効果的な学習場面や目的・活動例等を示しているほか、「遠隔教育システム活用ガイドブック（第3版）」（令和3年3月）において、遠隔教育を実施する際の参考となるポイントをまとめており、これらも参考とすること。

「遠隔教育の推進に向けた施策方針」（平成30年9月）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/09/14/1409323_1_1.pdf

「遠隔教育システム活用ガイドブック（第3版）」（令和3年3月）

https://www.mext.go.jp/content/20210601-mxt_jogai01-000010043_002.pdf

第3章 その他

1. 現職の教師以外の多様な人材の活用

免許外教科担任の解消に向けては、普通免許状を保有する教師以外にも、免許状を保有しないが高い専門性と多様な経験を有する社会人など、教師として働く意欲と能力を持つ者に対して免許状を授与し、非常勤講師等で活用していくことも考えられる。特に、候補者が特別免許状の授与要件を満たす場合には、積極的に特別免許状を授与し、教師として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図ることが望ましい。

【参考】特別免許状の授与について

都道府県教育委員会による特別免許状の積極的な授与に資するとともに、特別免許状所持者による教育の質を担保するため、平成26年6月、文部科学省において「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を策定するとともに、特別免許状の更なる円滑な活用の促進に向けて、令和3年5月、令和6年5月に改訂を行っている。特別免許状の授与に当たっては、同指針を参考とすること。

「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」（平成26年9月、令和6年5月8日最終改訂）

https://www.mext.go.jp/content/20240507-mxt_kyoikujinzai01-000014888_05.pdf

2. 複数教科の免許状取得の促進について

一人の教師が複数の学校種や教科の免許状を取得して授業を担当できるようになることは、学校段階間の接続を見通して指導する力や教科横断的な視点で学習内容等を組み立てていく力など、複数の学校種・教科等にあたる幅広い理解に基づいた、教師としての総合的な指導力の向上にもつながると考えられる。このような観点から、現職の教師や教職課程に在籍する学生に複数の教科の免許状の取得を促進することが考えられる。

現職の教師が同じ学校種の別の教科の免許状を取得しようとする場合には、免許法別表第4に規定する要件を満たすため、所定の単位を修得する必要がある。この単位の修得は、大学の課程での学修のほか、文部科学大臣の認定を受けて大学や教育委員会等が開設する講習や公開講座、通信教育（以下「免許法認定講習等」という。）の受講等により行われる。

都道府県教育委員会においては、特に免許外教科担任の許可件数の多い教科の免許状について、現職の教師が免許状を取得できるよう、講習の受講機会を確保することや、近隣の大学等と連携し、免許法認定講習等の充実を図ることが期待される。また、免許法認定講習等は、現職研修などとの相互実施が可能となっており、受講の促進とともに効率的な受講ができるよう、相互実施について積極的に検討することが望ましい。